

農地中間管理事業受託業務について

(参考) ふくい農林水産支援センター農地中間管理事業規程参照

- 1 農地中間管理事業業務委託契約により、下記業務を受託
- 2 委託先 (公財) 勝山市農業公社
- 3 業務内容
 - (1) 契約に関する受付業務
 - (2) 地域の意見集約等の事業推進業務
 - (3) 出し手・受け手に関する情報提供業務
 - (4) 借受農用地等の事前調査(土地条件、位置および権利関係の確認等)に関する業務
 - (5) 借受条件および貸付条件の調整業務
 - (6) 契約の締結手続き、変更等に関する業務
 - (7) 事業に関する必要な書類の収集と確認業務
 - (8) 関係機関・団体等との連絡、調整業務
 - (9) 貸付後における農用地等の利用に関する状況の把握並びに農用地等の適正利用に関する確認業務
- 4 業務実施期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 その他
詳細については、下記リンク先にてご確認ください
- 6 リンク先
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター(農地中間管理機構)
<https://www.fukui-affsc.jp/>